



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

目 次

(省 令)

○税理士法施行規則の一部を改正する
省令(財務五五)

○財務省組織規則の一部を改正する省
令(同五六)

○容器保安規則等の一部を改正する省
令(経済産業四八)

(告 示)

○平成十七年国土交通省告示第六百六
十四号の一部を改正する件
(国土交通九三五)

(公 告)

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等

平成二十九年度警察共済組合決算の
要旨、平成二十九年度日本放送協会
貸借対照表及び損益計算書、公認会
計士等の登録及び登録抹消、税理士
証票無効・登録抹消、弁理士登録・
特定侵害訴訟代理業務の付記関係

三

七

六

五

一

附 則

省 令

○財務省令第五十五号

税理士法施行令(昭和二十六年政令第二百十六号)第二条第五号及び第六号の規定に基づき、税理士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月十七日

税理士法施行規則の一部を改正する省令

財務大臣 麻生 太郎

税理士法施行規則(昭和二十六年大蔵省令第五十五号)の一部を次のように改正する。
第二条の見出しを「(検査事務等)」に改め、同条第一項第一号中「第七条第一項」を「第五条第一項又は第九条」に、「金融検査事務」を「検査事務」に改め、同項第三号及び同条第二項第一号中「第十八条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十年七月十七日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の税理士法施行規則第二条第一項第一号に規定する金融証券検査官の行う金融検査事務、同項第三号に規定する証券検査官の行う検査事務又は同条第二項第一号に規定する証券取引特別調査官の行う犯則事件の調査事務に従事した期間を有する者に係る税理士試験の受験資格については、なお従前の例による。

○財務省令第五十六号

財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)第十四条第四項、第十五条第三項及び第五項並びに財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)第八十一条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月十七日

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務大臣 麻生 太郎

財務省組織規則(平成十三年財務省令第一号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後	改正前
(理財部の所掌事務) 第九十六条 理財部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三十 [略] 三十一 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること(金融商品取引所監理官、金融商品取引所副監理官及び証券取引等監視官の所掌に属するものを除く。) イ・ロ [略]	(理財部の所掌事務) 第九十六条 理財部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三十 [同上] 三十一 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること(金融商品取引所監理官、金融商品取引所副監理官及び証券取引等監視官の所掌に属するものを除く。) イ・ロ [同上]